

議第171号

滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、同条第2号中「および第110条第5項」を「、第110条第5項および第115条の2第1項」に改め、同条第2号の2中「および第110条第5項」を「、第110条第5項および第115条の2第2項」に改める。

第2条 滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第2号および第2号の2を次のように改める。

(2) 地方自治法第115条の2第1項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会に参加した者

(2)の2 地方自治法第115条の2第2項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。